

平成 30 年 11 月吉日

150-0041 東京都渋谷区神南 1-5-4 5 階
高山社会保険労務士事務 <http://www.1roumshi.com/>
東京パートナーズ <http://takayama-sr.com/>
電話：03-5784-0120

中小事業主における【労災保険の特別加入】事務手続きを代行・サポートします！

いつもお世話になっております。本日は社長、役員の工作中的怪我における、一歩先の補償のお知らせです。中小企業などは、雇っている労働者に対する労働保険は強制加入ですが、「中小事業主」「法人の役員」「家族従事者」は労災保険に加入できません。理由は「労働者」ではないからです。事業主や役員の皆様が安心して治療に専念できる制度が労災保険特別加入制度です。東京パートナーズが事務手続きを代行・サポートします。

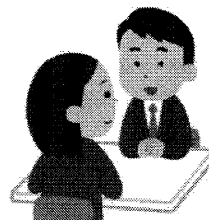
労災保険の特別加入制度とは？

労災保険は労働者の災害に対して保険が支払われます。労災保険の特別加入とは、業務の実情等から社長、取締役など、労働者に準じて取り扱うのが適当と認められる人に対して労災保険への任意加入を特別に認める制度です。

特別加入申請の2つの要件は？

- ☑ ①雇用する労働者に保険関係が成立していること（成立の見込み含む）
- ☑ ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

※東京パートナーズは、貴社が①②の要件を満たすようサポートいたします。



入会金は0円、月額会費は5,000円（従業員数10人以内）からです（労働保険の年度更新・雇用保険の手続き対応）。

今なら、加入者、先着 **8/10名様限定**、月額会費2か月分を、**無料**とさせていただきます。

■【労災保険の特別加入】における資料請求、FAXでお問い合わせ・お申し込み

下記へご記入後、今すぐFAX **03-5784-0121(24時間受付)**

御社名	ご担当者さま
ご住所 〒	
TEL	業種
☐ 資料（無料）希望	☐ 送信停止：FAX番号

【お問い合わせ】03-5784-0120 月曜日から金曜日 9:00～17:00 担当：前園、高山